

20 松介第 000188 号
令和 2 年 4 月 22 日

居宅介護支援事業所 御中

松阪市健康福祉部介護保険課

利用者及び担当者に交付する居宅サービス計画に関する整理について

表題の件について、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号。以下「基準省令」という。)第 13 条第 1 項第 11 号では、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付することが定められています。

このため、サービス担当者会議において、居宅サービス計画が原案のとおり認められた場合において、各サービス担当者に配布された原案毎に利用者若しくはその家族に対し、同意欄への署名、捺印を求めなければならないのかとの質問をいただきました、

この度、利用者の負担の軽減に資することを目的に、利用者及び担当者に交付する居宅サービス計画について次のとおり整理させていただきましたので、周知させていただきます。

末筆ながら、一般社団法人三重県介護支援専門員協会松阪支部主催「令和 2 年度第 1 回役員会」において、支部長をはじめ理事の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず貴重な時間を割いていただき、当該「整理」について、お力添えを賜りましたことに深く感謝申し上げます。

記

基準省令第 13 条第 1 項第 10 号の規定により、居宅サービス計画の原案(以下「原案」という。)の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た日付をもって、当該原案は居宅サービス計画となることから、居宅介護支援専門員の所有する原案の同意欄、若しくは事業所ごとに定める別の様式による同意書に対する署名を求めなければならないものの、サービス担当者会議において各サービス担当者に配布された原案毎に署名を求めるものではありません。

一方で、同条第 11 号の規定では、介護支援専門員に居宅サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付することを義務付けています。

以上のことから、サービス担当者会議において居宅サービス計画の原案のとおり認められた場合において、同日付で居宅介護支援専門員の所有する原案に対して文書により利用者の同意を得たときは、同意日において原案が居宅サービス計画となったことから、各サービス担当者に配布された原案の作成年月日を記入することで、利用者及び担当者に交付したものと整理させていただきます。